

令和6年能登半島地震により被災した宅地について、被災者の負担軽減を図り、宅地の復旧工事に要する経費の一部を支援します。

- 1 対象者 中能登町にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者（管理者又は占有者は所有者の全部又は一部からの工事の施工について承諾を得たものに限る）
- 2 対象 令和6年能登半島地震発生時に住宅（民間企業や団体等の社宅や寮は含まない）の用に供されていた宅地
- 3 補助額 対象の工事費から50万円を控除した額に2/3を乗じた額
 ※補助額の上限 766.6万円（対象工事費1,200万円）
 ※対象の工事費とは、対象工事に関する調査、設計、工事に要した費用の合計（消費税及び地方消費税を含む）

工事費の負担割合

①工事費		
(A)・・・工事費 - 控除額(50万円)		控除額 50万円
(A)×2/3	(A)×1/3	控除額 50万円
②補助額	③本人負担額	③本人負担額

本人負担額のシミュレーション

①工事費	50万円	100万円	500万円	1,000万円	1,200万円
②補助額	-	33.3万円	300万円	633.3万円	766.6万円
③本人負担額	50万円	66.7万円	200万円	366.7万円	433.4万円

※②=(①-50万円)×2/3(千円未満切捨)

4 対象工事

- (1) のり面の復旧工事
- (2) 擁壁の復旧工事： 旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む
- (3) 地盤の復旧工事： 陥没への対応工事を含む
- (4) 地盤改良工事： 液状化が発生した区域における再発防止のための住宅家屋（住宅及び住宅に付属する用途に供する建築物）下の地盤改良工事
- (5) 住宅基礎の傾斜： 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事
修復工事（ジャッキアップ等）

※復旧工事は原型復旧を基本とするが、構造基準を満たすものへの変更は対象とする

※能登半島地震により被災した宅地の復旧工事等で、既に工事が完了している場合も対象になります

対象イメージ

